

令和元年度 かほく市総合教育会議 次 第

日時 令和元年 1 2 月 1 8 日（水）午後 1 時 3 0 分より

場所 かほく市議会庁舎 1 階 第 1 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

かほく市長 油 野 和 一 郎

3. 協議・調整事項

1) 在住外国人の教育支援について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料 1）

2) 不登校支援のための取組について・・・・・・・・・・・・・・・・（資料 2）

3) その他

4. 閉 会

かほく市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かほく市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和30年法律162号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の通知及び告示)

第2条 市長は、会議の日時、開催場所及び付議すべき議事を開催日の7日前までに告示し、教育委員会（以下「構成員」という。）に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催前までに市長に届けなければならない。

(議長)

第3条 会議の議長は、教育長をもって充てる。

(議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、会議の終了後、教育委員会の事務局員をして遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職・氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

3 議事録は、市長及び教育委員1名の署名をもって確定するものとする。

(庶務)

第5条 会議の事務局は、教育部学校教育課が行う。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長と教育委員会が協議し、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月30日から施行する。

在住外国人の教育支援について

(資料 1 - ①)

かほく市地区別世帯・人口集計表

令和元年 1 1 月末現在

地区名	世帯数	日 本 人			外 国 人				備考
		男	女	計	男	女	計	うち6歳以上16歳未満	
高 松	2,316	2,852	3,162	6,014	72	31	103	1	
内高松	223	255	301	556	1	3	4		
長柄町	269	286	329	615	15	5	20		
若 緑	29	38	40	78	0	2	2		
箕 打	27	36	40	76	0	0	0		
元 女	21	25	29	54	0	1	1		
黒 川	34	49	45	94	0	0	0		
野 寺	11	13	11	24	0	0	0		
八 野	44	59	58	117	0	2	2		
瀬戸町	59	82	96	178	0	0	0		
夏 栗	44	62	77	139	0	0	0		
中 沼	210	265	280	545	1	1	2		
ニッ屋	201	191	264	455	1	0	1		
学園台	247	337	383	720	1	0	1		
木 津	1,023	1,298	1,415	2,713	34	8	42	1	
松 浜	380	501	524	1,025	11	3	14		
遠 塚	478	633	649	1,282	8	8	16	1	
浜 北	464	549	589	1,138	5	6	11		
秋 浜	421	518	558	1,076	0	7	7		
外日角	693	962	945	1,907	7	5	12		
白 尾	1,343	1,697	1,761	3,458	10	10	20		
森	272	396	406	802	2	2	4		
狩鹿野	123	187	207	394	0	0	0		
指 江	166	235	248	483	0	2	2		
多 田	27	33	38	71	0	0	0		
気 屋	54	71	79	150	0	0	0		
上山田	58	82	81	163	0	1	1		
下山田	28	36	43	79	2	0	2		
鉢 伏	81	109	109	218	0	0	0		
宇 気	525	689	699	1,388	12	8	20		
七 窪	726	1,008	940	1,948	8	1	9		
宇野気	755	937	1,045	1,982	6	5	11		
内日角	602	820	818	1,638	5	4	9		
大 崎	704	988	989	1,977	6	8	14	1	
横 山	393	457	522	979	17	1	18		
谷	45	60	65	125	0	0	0		
笠 島	52	57	75	132	0	0	0		
上田名	96	140	135	275	1	0	1		
余 地	60	80	89	169	0	1	1		
計	13,304	17,093	18,144	35,237	225	125	350	4	

◆国籍別外国人の内訳

国籍	男	女	計	国籍	男	女	計
イタリア	1		1	ベトナム	95	14	109
インド	1		1	ミャンマー	9	6	15
インドネシア	2		2	ヨルダン	1		1
カナダ		1	1	ロシア	1		1
スリランカ	2		2	英国	2		2
タイ	7	3	10	韓国	5	10	15
ドイツ		2	2	台湾	2	3	5
トルコ	1	1	2	中国	67	48	115
フィリピン	9	23	32	朝鮮	3	1	4
ブラジル	9	8	17	米国	6	5	11
フランス	2		2	計	225	125	350

不登校支援のための取組について

●不登校及び不登校傾向の児童生徒の推移

〈年度別・月別〉

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 29 年度	30	33	35	36	—	33	34	34	34	35	35	34
平成 30 年度	24	30	36	32	—	34	38	45	47	48	55	52
令和元年度	30	34	41	42	—	46	45	48				

〈状況別・月別 令和元年 9 月分〜〉

(単位:人)

行動状況	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月に3日以上欠席（登校しづり）授業に参加	12	13	17				
保健室・相談室等に登校	10	7	7				
教育センター（すまいる）等に通室	11	13	13				
ひきこもり（家から出ない）	12	11	10				
ひきこもり（家庭訪問しても会えない）	1	1	1				

〈小中学校別・月別：平成 30 年度調査〉

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	6	7	8	9		12	12	16	17	15	20	20
中学校	18	23	28	23		22	26	29	30	33	35	32
計	24	30	36	32	—	34	38	45	47	48	55	52

※平成 30 年度 小学生 20 人（千人当たり 11.1 人）……急激な増加
 中学生 32 人（千人当たり 31.4 人）……例年並み

〈石川県の平成 30 年度不登校児童生徒数の状況〉

	小 学 校		中 学 校	
	人数（人）	児童数割合	人数（人）	生徒数割合
かほく市	20	90 人に 1 人	32	32 人に 1 人
石川県	436	137 人に 1 人	1,158	27 人に 1 人

●教育相談件数の推移（教育センターによる臨床心理士等の教育相談）

年度	来所相談	訪問相談	電話相談
平成 28 年度	60	9	19
平成 29 年度	34	10	6
平成 30 年度	130	4	19

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

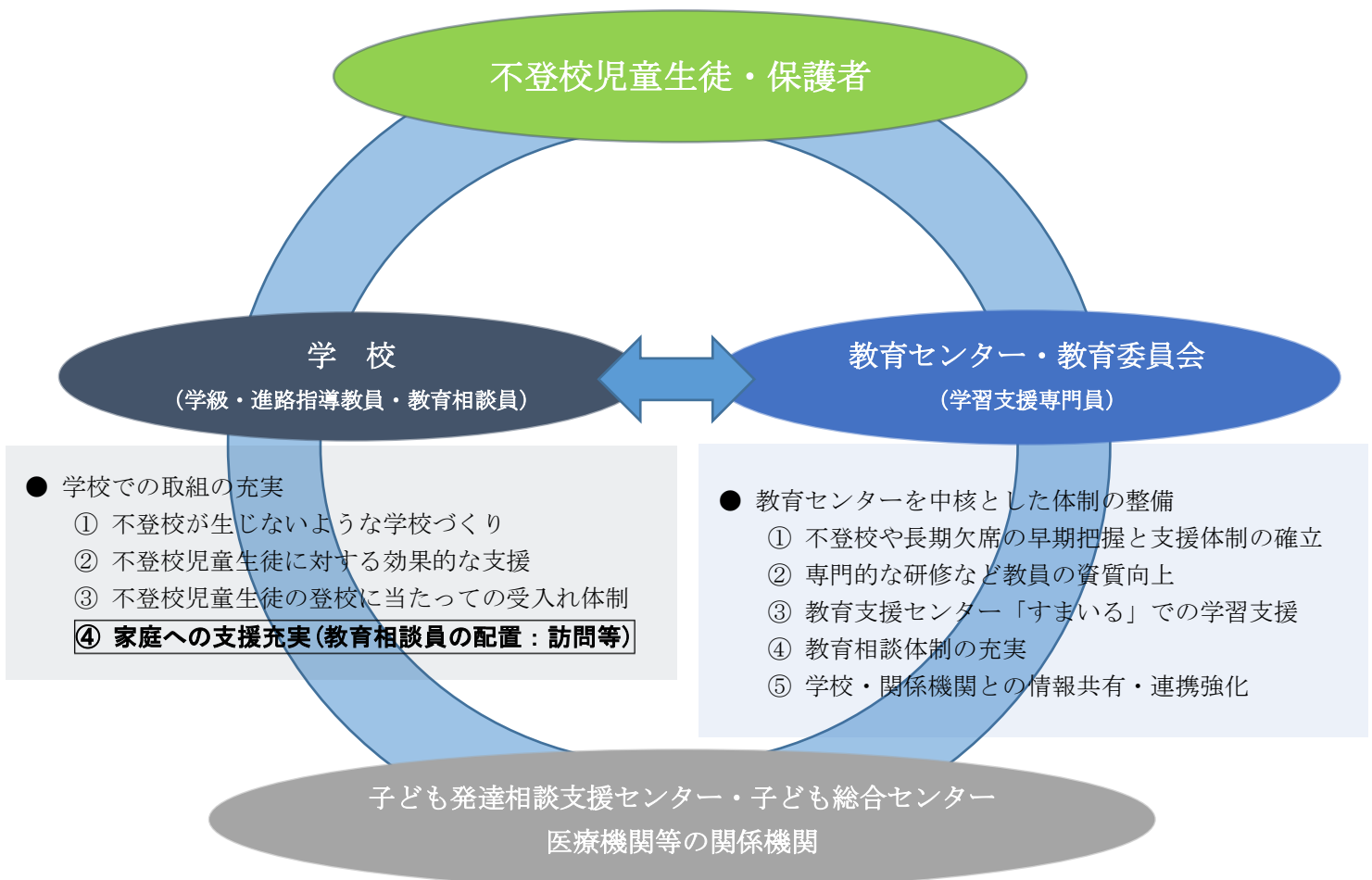
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果を目標とするのではなく、社会的に自立することを目指す。

(2) 不登校の理由に応じた働きかけや関わりの重要性

不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう不登校のきっかけや理由に応じて適切な支援や働きかけを行う。

(3) 家庭への支援

不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけが重要であり、不登校の要因・背景によっては、家庭の状況を正確に把握した上で、適切な支援や働きかけを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関との連携を図りながら、訪問型支援等により、保護者との信頼関係をつくり、保護者が気軽に相談できる体制を整える。



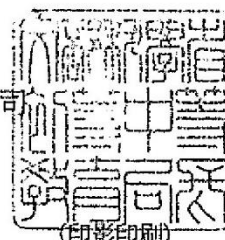


元文科初第 6 9 8 号
令和元年 1 0 月 2 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました（ただし、法第4章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成30年12月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年6月21日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域

法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのため

に適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添2）を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

① 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

② いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

- ④ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
社会総掛かりで児童生徒を育ていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。
- ⑤ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり
児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

- ① 不登校に対する学校の基本姿勢
校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。
- ② 早期支援の重要性
不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。
- ③ 効果的な支援に不可欠なアセスメント
不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力
学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。
- ⑤ 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け
学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。
なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。
- ⑥ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫
不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

⑦ 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫が重要であること。

⑧ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

(5) 中学校等卒業後の支援

① 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

② 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

③ 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

④ 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

① 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウ

セラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

② きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

③ 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

④ 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

⑤ 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

⑥ アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

① 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不

登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。

なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

② 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

（4）訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

（5）民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

＜関係報告等＞

- ・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」（平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm

- ・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm